

新旧対比表(乳癌研究の利益相反に関する指針)

	旧(2021年6月30日施行)	新(2022年1月28日施行)
IV. 開示・公開すべき事項	<p>対象者は、自身における以下の(1)～(11)の事項で、別に定める基準を超える場合には、利益相反の状況を所定の様式に従い、自己申告によって正確な状況を開示する義務を負うものとする。また、役員(理事長、理事、監事、会長、次期会長、次次期会長)各種委員会委員長、各種ワーキンググループ委員長、編集委員、診療ガイドライン委員および診療ガイドライン策定に関わる参加者、学術委員、保険診療委員、倫理委員、利益相反委員、専門医制度委員、教育・研修委員、広報委員および臨床研究委員は、その配偶者、一親等以内の親族、または収入・財産を共有する者における以下の(1)～(3)の事項で、別に定める基準を超える場合には、その正確な状況を本法人に申告する義務を負うものとする。また、役員等は以下(12)～(14)の、申告者が所属する組織が有する COI(所属する講座または部門の長が受け入れる研究費等)の事項で、別に定める基準を超える場合には、その正確な状況を本法人に申告する義務を負うものとする(組織 COI)。なお、自己申告および申告された内容については、申告者本人が責任を持つものとする。具体的な開示・公開方法は、対象活動に応じて別に細則に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職 (2) 株の保有 (3) 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料 (4) 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など) (5) 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料 (6) 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費 (7) 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学(奨励)寄附金 (8) 訴訟等に際して企業や営利を目的とした団体から支払われる顧問料及び謝礼 (9) 企業や営利を目的とした団体からの研究員等の受け入れ (10) 企業や営利を目的とした団体が提供する寄付講座 (11) その他の報酬(研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など) <ol style="list-style-type: none"> (12) 申告者の所属する研究機関・部門に企業や営利を目的とした団体が提供する研究費 (13) 申告者の所属する研究機関・部門に企業や営利を目的とした団体が提供する寄附金 (14) 申告者の所属する研究機関・部門が保有する企業や営利を目的とした団体の株式、特許使用料、投資など 	<p>対象者は、自身における以下の(1)～(11)の事項で、別に定める基準を超える場合には、利益相反の状況を所定の様式に従い、自己申告によって正確な状況を開示する義務を負うものとする。また、役員(理事長、理事、監事、会長、次期会長、次次期会長)各種委員会委員長、各種ワーキンググループ委員長、編集委員、診療ガイドライン委員および診療ガイドライン策定に関わる参加者、学術委員、保険診療委員、倫理委員、利益相反委員、専門医制度委員、教育・研修委員、広報委員および臨床研究委員は、その配偶者、一親等以内の親族、または収入・財産を共有する者における以下の(1)～(3)の事項で、別に定める基準を超える場合には、その正確な状況を本法人に申告する義務を負うものとする。また、役員等は以下(12)の企業への所属歴および(13)～(15)の、申告者が所属する組織が有する COI(所属する講座または部門の長が受け入れる研究費等)の事項で、別に定める基準を超える場合には、その正確な状況を本法人に申告する義務を負うものとする(組織 COI)。なお、自己申告および申告された内容については、申告者本人が責任を持つものとする。具体的な開示・公開方法は、対象活動に応じて別に細則に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職 (2) 株の保有 (3) 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料 (4) 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など) (5) 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料 (6) 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費 (7) 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学(奨励)寄附金 (8) 訴訟等に際して企業や営利を目的とした団体から支払われる顧問料及び謝礼 (9) 企業や営利を目的とした団体からの研究員等の受け入れ (10) 企業や営利を目的とした団体が提供する寄付講座 (11) その他の報酬(研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など) <ol style="list-style-type: none"> (12) 企業や営利を目的とした団体への所属(正規雇用)および所属歴 (13) 申告者の所属する研究機関・部門に企業や営利を目的とした団体が提供する研究費 (14) 申告者の所属する研究機関・部門に企業や営利を目的とした団体が提供する寄附金 (15) 申告者の所属する研究機関・部門が保有する企業や営利を目的とした団体の株式、特許使用料、投資など
附則		8)本指針は、2022年1月28日から施行する。